

平成18年度 介護保険料額

| 所得段階 | 対象となる人  | 保険料(年額) |
|------|---|---------|
| 第1段階 | 市民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者、または生活保護受給者                 | 25,600円 |
| 第2段階 | 市民税非課税世帯の人で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の人 | 25,600円 |
| 第3段階 | 市民税非課税世帯の人で、第2段階に該当しない人                       | 38,410円 |
| 第4段階 | 本人は市民税非課税者で、世帯に市民税課税者がいる人                     | 51,220円 |
| 第5段階 | 本人が市民税課税者で、前年の所得が200万円未満の人                    | 64,020円 |
| 第6段階 | 本人が市民税課税者で、前年の所得が200万円以上の人                    | 76,820円 |

介護保険料は、賦課期日(4月1日または資格取得日)の世帯状況をもとに、本人の前年の所得や同一世帯員の市民税課税状況から決定します。なお、平成17年の地方税法改正により市民税課税世帯となった人には、平成18年度・19年度で経過措置があります。

保険料額の決め方は?

65歳以上の人の介護保険料

65歳以上の人の平成18年度介護保険料額が決まりました。通知書は6月中旬に発送します。

また、賦課期日後に世帯構成の異動があっても、その年度の保険料は変わりません。

納付方法は?

65歳以上で老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金を年額18万円以上受け取っている人は、年金から引かれます。

これに該当しない人は、市が送付する納付書で市内金融機関(郵便局を除く)の窓口で納付してください。口座振替を利用すると、郵便局を含む金融機関の口座から引き落とすこともできます。

減額制度

保険料の所得段階区分が第1段階から第3段階以下の人で収入が少なく保険料を納めることが非常にむずかしい人は、保険料の減額を受けられることがあります。詳しくは保険料通知書に同封している案内をご覧ください。

問い合わせ先 介護保険室 32・2070

児童手当の支給対象年齢が拡大に

小学校6年まで

児童手当の支給対象年齢が下記のとおり拡大されます。今回、新たに対象となった児童の保護者は認定請求を行ってください(公務員は勤務先へ請求)。

9月29日までに手続きすると、4月1日(または支給条件に該当した日の翌月)にさかのぼって手当を受けられます。期限を過ぎると、申請の翌月からの支給になります。

※児童の生計を維持している人

改正の内容

| ① 支給対象年齢の拡大 |             |
|-------------|-------------|
| 旧           | 新           |
| 小学校3年の年度末まで | 小学校6年の年度末まで |

② 所得制限額の引き上げ

今年度の所得制限額の例(扶養親族2人の場合)

児童手当 ≪ 536万円  
特例給付(厚生年金などの加入者に支給) ≪ 608万円

※手当月額や支払い時期はこれまでのとおり



小学校5・6年の子どもを持つ保護者の児童手当の手続き方法

必要なもの

- ① 認定請求書
  - ② 印鑑と金融機関の通帳(郵便局を除く)
  - ③ 保護者の健康保険証、または年金加入証明書
  - ※保護者が厚生年金加入者などの場合に必要
  - ④ 保護者の所得証明
  - ※現在児童手当の該当でなく、昨年1月1日に市内に住所がない場合は昨年度分を、今年1月1日に市内に住所がない場合は今年度分を提出
  - ⑤ 監護事実の申立書
  - ※18歳未満の養育する児童と別居している場合に必要。児童の住所が市外の場合、児童の世帯全員の住民票も必要(現況届で提出済みの場合は不要)
- 提出期限 9月29日(金)

小学校4年までは、年齢拡大に伴う手続きはいりません

申請・問い合わせ先 社会福祉事務所(市役所1階9番窓口) 32-2065

国民健康保険・老人保健医療費減額認定証と受給者証の更新

入院時の食事標準負担額減額認定証  
有効期限 7月31日(月)  
対象者 老人保健標準負担額減額認定証(オレンジ色)または国民健康保険標準負担額減額認定証(黄土色)を持つ人のうち更新を希望する人  
申請方法 8月1日(火)以降に印鑑と保険証を持参して窓口で申請

岡山県老人医療費受給者証

有効期限 6月30日(金)  
対象者 65歳以上70歳未満でオレンジ色の受給者証を持っている人  
7月以降の受給者証は6月中に郵送予定です。有効期限の過ぎた認定証・受給者証は窓口へ返却してください。

申請・問い合わせ先 保険年金課(市役所1階6番窓口) 32-2071、または各支所



国民年金保険料の免除・猶予制度

保険料を納めることが経済的に困難な場合には、保険料の納付が「免除」「一部納付(一部免除)」になる制度があります。

免除制度とは 本人、配偶者、世帯主の前年所得が一定額以下の場合に、申請し承認されると、保険料の納付が全額免除または一部免除(半額納付など)となります。一部納付(一部免除)については、一部納付額が未納の場合、一部免除も無効(未納と同じ)になります。※平成18年7月から従来の全額免除と半額納付に加え、1/4納付、3/4納付が加わります

申請に必要なもの

年金手帳、印鑑(本人の場合は不要)、失業などを理由とするときは、離職票または雇用保険受給資格者証などの確認できるもの

《免除と未納の違い》

|        | 納付 | 半額納付   | 全額免除   | 未納 |
|--------|----|--------|--------|----|
| 受給資格期間 | ○  | ○      | ○      | ×  |
| 年金額の計算 | ◎  | ◎(2/3) | ◎(1/3) | ×  |

◎は受給資格期間に数えられます  
◎は年金額に計算されます

申請・問い合わせ先 保険年金課(市役所1階5番窓口) 32-2072、または各支所

男女共同参画社会では

家庭は

家事や育児、介護はみんなで分担し、苦勞も喜びも分かち合います。「男の子だから」「女の子だから」ではなく、その子らしさを大切にします。

職場は

家庭生活とのバランスの取れた労働時間の実現が進み、管理職などの方針決定の場へ女性の参画が進んでいます。女性も男性も同じ研修や教育の機会が与えられ、男女間の賃金格差もありません。

地域は

「長は男性、女性は裏方」といった以前からの習慣や伝統にとらわれず、男女双方の意見を反映した地域活動が行われます。

パネル展のお知らせ

男女共同参画に関する関係図書展示も行います。  
とき 6月20日(火)~29日(木)  
ところ 市立図書館(アルネ・津山4階)

問い合わせ先 男女共同参画センター「さん・さん」 31-2533



津山市は「男女がともにさんさんと輝けるまちつやま」の実現をめざしています!!

6月23日から29日は「男女共同参画週間」です!

男女共同参画社会とは、男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野の活動に参画できる機会が確保され、政治や経済、社会、文化の面で男女が均等に利益を受けることができ、そして責任を担う社会です。